

# 平成26年度緑のまちづくり支援モデル事業助成要領

## 第1 趣 旨

公益財団法人山形県みどり推進機構定款第4条第1号及び第2号に関する事業を推進するため、第2に掲げる事業主体が「緑のまちづくり支援モデル事業」を行う場合において、公益財団法人山形県みどり推進機構事業助成事業実施規程（以下「規程」という。）に基づき、予算の範囲内で当該事業主体に対し助成金を交付する。

## 第2 事業主体（申請者の要件）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人並びに次の要件を満たす緑化推進事業団体とする。

ア 規約等により適正な運営が行われることが確実であると認められること。

イ 規約等に、団体の名称、事務所の所在地、会員の要件、役員構成、事業運営、会計年度等について規定されていること。

ウ 営利を目的としないこと。

エ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと。

オ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦し、支持又は反対することを目的とするものでないこと。

## 第3 助成の対象事業及び内容

助成の対象とする事業は、次に掲げる基準を満たすものとする。

### (1) 地域の里山再生支援モデル事業

この事業は、当財団と連携して、地域でかかえている問題解決のための講習会や研修会などを実施しながら、森林病害虫などにより荒廃した森林などを健全な姿に再生させ、地域財産となるような仕組みとなっていくのがこの事業の特徴である。

このため、将来、地域の方々が中心となって、自立的かつ持続的な展開が図られる取り組みを支援する。

### (2) 緑の地域づくりモデル事業

この事業は、当財団と連携して、地域でかかえている問題解決のための講習会や研修会などを実施しながら、里地の休耕田や遊休農地などの緑化を推進し、地域の憩いの場やよりどころの場としての有効利用や地域の環境保全を図りながら、地域財産となるような仕組みとなっていくのがこの事業の特徴である。

このため、将来、地域の方々が中心となって、自立的かつ持続的な展開が図られる取り組みを支援する。

## 第4 土地の所有

申請者と土地の所有者が異なる場合は、土地所有者から事業の実施に関して利用協定が結ばれていること。または、結ばれる見通しであること。

## 第5 助成金の額、助成対象経費の内容及び標準単価

助成金交付対象経費及び助成金の額は、別紙1のとおりとする。

## 第6 助成金の支払い

財団法人山形県みどり推進機構事業助成実施規程に基づき、必要と認められる場合は、前金払いを受けることができる。前払い金の限度額は、以下のとおりとする。

第1回目 全事業費の5割以内

第2回目 残事業費の8割以内

第3回目 確定額をもって精算する

## 第7 事業の申請及び実績報告

助成金交付申請及び実績報告の手続は、別表-2のとおりとする。

## 第8 申請期限

助成金の交付申請期限は、次のとおりとする。

平成26年3月20日

## 第9 選考

申請内容の審査を行い、支援対象団体を決定する。

附 則

1. 本要領は、平成26年2月17日から施行する。

別表－1

事業区分	助成金の額	備 考
地域の里山再生支援モデル事業	・ 1事業当たり上限70万円以内とする。	別表－2の助成金対象経費の内容や別表－3の助成対象経費の標準単価を参考に助成金を積みあげてください。
緑の地域づくりモデル事業	・ 1事業当たり上限100万円以内とする。	

別表－2

費 目	経 費 の 内 容
1 報償費	外部講師（技術指導者やアドバイザー等）への謝金
2 賃金	事業実施に必要な準備等で、ボランティアでは実施が困難な特殊作業にかかる経費 （作業に支障となる木の伐倒等）
3 旅費	事業実施に必要な指導者等との打合せ旅費等
4 資材費等	事業の実施に直接必要な物品等
資材費	苗木、花苗、肥料、木材、案内板等の資材
消耗品費	事業に直接必要な事務用品などの購入費
燃料費	チェーンソーや刈払い機械の燃料代等
印刷費	資料の印刷代、写真現像代
5 機材購入費	鋸、鎌、ヘルメット等の購入費
6 保険料等	ボランティア活動にかかる保険料、切手代、広報費等
7 使用料（借上料） *機械損料含む	会議費、簡易な土木用重機、チェーンソーや刈払い機、軽トラック、簡易トイレ等の借上料
8 委託費	団体自ら行うことが困難なものに限る外部委託 （この経費は最小限に抑えてください）

注1) 以下の経費については補助対象外とします。

- ・ 応募団体の構成員への報償費、賃金
- ・ ボランティア参加者への日当及び旅費
- ・ ボランティア参加者への飲食代
- ・ 土地の借り上げ料、買い取りに係る経費
- ・ 備品（例：パソコン、チェーンソー、刈払い機）などの購入費

2) 2の賃金、5の機材納入費、8の委託料の合計額が補助対象経費に対し、主たるものにならないようにしてください。

別表－3 助成対象経費の標準単価

費目	内 容	金 額 (円)	備 考
報償費	外部の講師等への一般的な謝礼	5000～10,000	1人1日当たり
	学識経験者への謝礼 (大学教授等)	20,000	1人1日当たり
賃金	作業者への手当 (森林組合職員等)	9,400	1人1日当たり
	〃	1,200	1人1時間当たり
機材購入費	鋸 (刃渡り240mm)	3,000	1個当たり
	鎌 (刃長110mm、柄長320mm)	1,500	1個当たり
	鎌 (刃長180mm、柄長1,100mm)	3,500	1個当たり
	ヘルメット	2,500	1個当たり
使用料 *機械損料 含む	簡易トイレ (設置撤去管理費込み)	35,000	1基1ヶ月以内
	チェーンソー	1,000	1台1日当たり
	刈払い機	1,000	1台1日当たり
	軽トラック	3,000	1台1日当たり

注1) これにより難しい場合、もしくはこれ以外の単価については、別途調査の上実情に合った単価で計上し、見積書の資料を添付すること。

## 別紙ー 1

### 1. 助成金交付申請

助成金の交付を受けようとする事業主体は、公益財団法人山形県みどり推進機構（以下「みどり推進機構」という。）に第1号様式により申請するものとする。

### 2. 助成金交付決定

交付申請のあった事業について、みどり推進機構が助成金交付対象事業と決定した場合は、事業主体に対し、第2号様式により通知するものとする。

### 3. 助成金交付請求

交付決定を受けた事業主体は、みどり推進機構に対し、第3号様式または第4号様式により助成金の交付請求を行うものとする。

### 4. 助成事業実績報告

助成事業が完了した事業主体は、みどり推進機構に対し、第5号様式により実績報告を行うものとする。